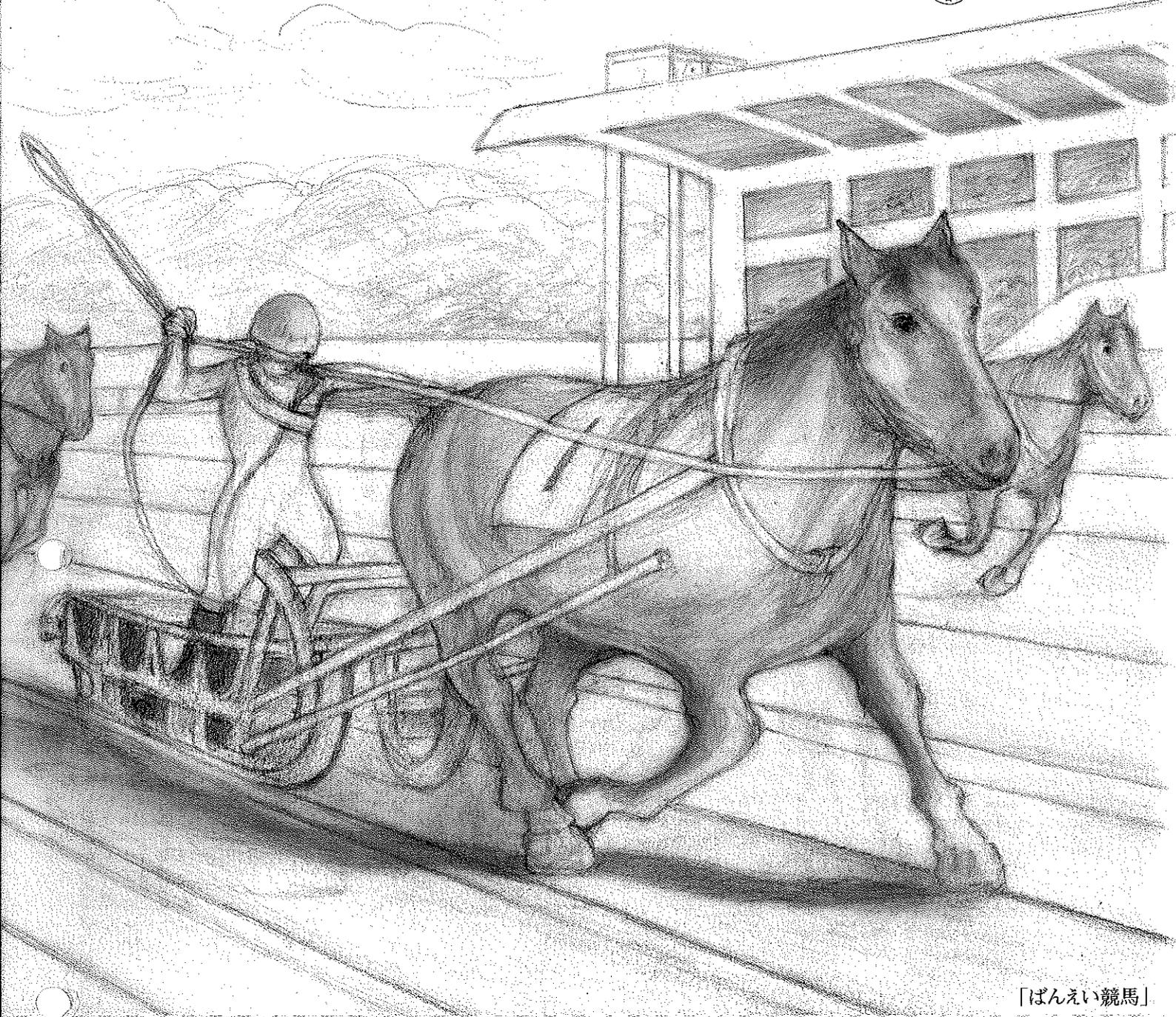




北海道行政書士会



「ばんえい競馬」

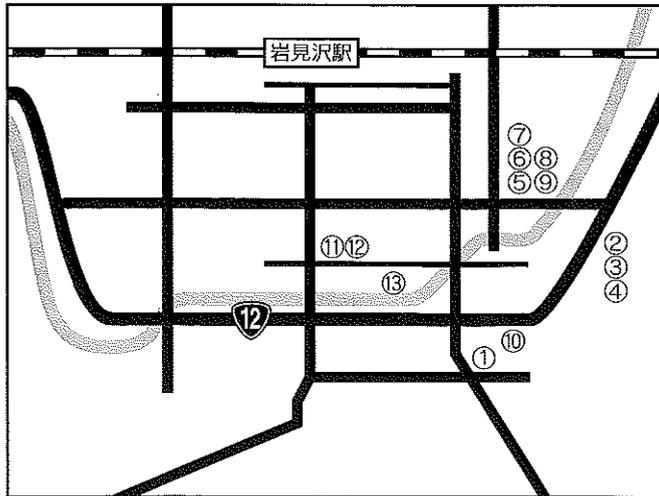
# まようせいしよしほっかいどう

行政書士 北海道

2003年3月

No.255

〈 ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp> 〉  
〈 メールアドレス = [gyosei@mrd.biglobe.ne.jp](mailto:gyosei@mrd.biglobe.ne.jp) 〉



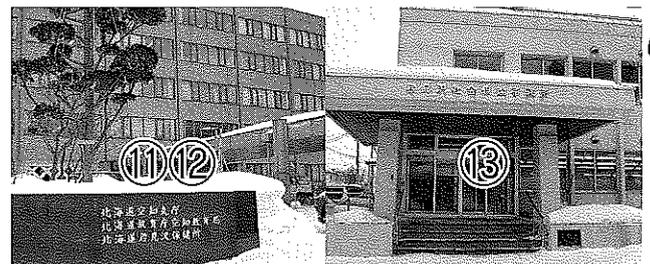
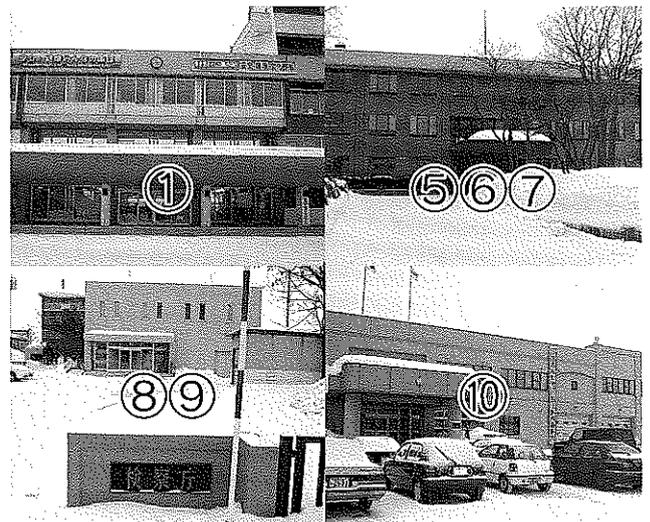
- ① 岩見沢市役所
- ② 札幌法務局岩見沢支局
- ③ 岩見沢労働基準監督署
- ④ 岩見沢公共職業安定所
- ⑤ 札幌地方裁判所岩見沢支部
- ⑥ 札幌家庭裁判所岩見沢支部
- ⑦ 岩見沢簡易裁判所
- ⑧ 岩見沢検察審査会
- ⑨ 札幌地方検察庁岩見沢支部
- ⑩ 岩見沢警察署
- ⑪ 空知支庁
- ⑫ 岩見沢保健所
- ⑬ 岩見沢社会保険事務所

# 1

## 岩見沢のお役所

- ① 岩見沢市役所  
鳩が丘1丁目1番1号 TEL(0126)23-4111
- ② 札幌法務局岩見沢支局  
5条東15丁目7番地7 岩見沢地方合同庁舎2階  
TEL(0126)22-0619
- ③ 岩見沢労働基準監督署  
5条東15丁目7番地7 岩見沢地方合同庁舎  
TEL(0126)22-4490
- ④ 岩見沢公共職業安定所  
5条東15丁目7番地7 岩見沢地方合同庁舎  
TEL(0126)22-3450
- ⑤ 札幌地方裁判所岩見沢支部  
4条東4丁目 TEL(0126)22-6650
- ⑥ 札幌家庭裁判所岩見沢支部  
4条東4丁目 TEL(0126)22-6650

- ⑦ 岩見沢簡易裁判所  
4条東4丁目 TEL(0126)22-6650
- ⑧ 岩見沢検察審査会  
4条東4丁目
- ⑨ 札幌地方検察庁岩見沢支部  
4条東4丁目 TEL(0126)22-0506
- ⑩ 岩見沢警察署  
10条東2丁目1番地 TEL(0126)22-0110
- ⑪ 空知支庁  
8条西5丁目 TEL(0126-23)2231
- ⑫ 岩見沢保健所  
8条西5丁目1番地 TEL(0126)23-2231
- ⑬ 岩見沢社会保険事務所  
9条西3丁目 TEL(0126)22-0778



## 支部長の田中武先生が所用のため 岩見沢市内に事務所がある 村上浩先生の事務所におじゃましました

●: はじめまして、よろしくお願いします。さっそくですが、村上先生は社労士も兼業されていらっしゃるんですね。開業はいつされたのですか？

村上先生：私は社会保険事務所の出身でね、国民年金適用業務関係に6年、調査官として3年、年金専門官として2年勤務し、平成7年3月に退官しました。その後、2年間前身である社会保険労務士猪口満男事務所で年金相談を担当していましたが、平成9年3月、前所長が急逝されたため請われて事務所を引き継ぎ、村上社会保険労務士事務所を開業しました。

●: 行政書士の仕事ではどのような分野を得意とされておりますか？また、社労士業務との割合はどのくらいですか？

村上先生：建設業関連の許可や指名願いが主な業務です。社労士との割合は、6：4くらいで行政書士の仕事のほうが少し多いです。

●: 今後の展望をお聞かせください。

村上先生：岩見沢市は国鉄の路線が廃止したことによって職員が減少し、駒澤大学が移転して若者が減り、現在の人口は約84,000人です。炭鉱の閉山に伴い関連企業も撤退し、事業所数は大きく減少しました。労災病院も統廃合が検討されています。その上教育大学の統合が取り沙汰されており、人口の減少に拍車がかかるばかりで心配です。そのせいか新しく何かをつくるという勢いがなく、どちらかというと今あるものを守っていくという感じです。そんな中でも「お客様に対して常に満足していただける仕事をし、信頼関係を保つ」をモットーとし、また、「顧問先の事業所へ訪問し、事業主や事務担当者の方などとコミュニケーションを図るとともに適切な助言を行う」ことが大切だと考えてます。

●: 会報への要望などありましたらお願いします。

村上先生：あまり堅苦しいのはね。道内各地の昔から伝わる話や言い伝えを紹介するなど、楽しめるようなものがないですね。

●: 本日はお忙しい中、ありがとうございました。



写真中央手前：  
村上先生

## 空知支部におじゃましました

空知支部事務局は、計良邦雄先生と計良隆司先生の共同事務所内にあります。その計良事務所にお邪魔しました。

●: 計良事務所はどんな事務所ですか？

隆司先生：昭和54年に現在地の滝川に開業した事務所で、建設業を主体に業務を行っております。当事務所では「正確、迅速、正当な報酬」を心がけております。

●: 邦雄先生の開業当初は・・・

邦雄先生：脱サラ組のため不安の連続ではありましたが、足をつかっただけの営業の毎日でした。以前、車のセールスマンだったので、苦痛はなかったです。

多くの人と酒を介して接する事が我が人生最大の喜びと信じております。これが人生訓であり、趣味でもあります。

●: 隆司先生の開業当初は・・・

隆司先生：以前大阪のゼネコンに勤務しておりましたが、北海道への長期出張を機に退社し、平成2年に当事務所に落ち着きました。現在、事務所のペーパーレスに取り組んでいるところです。

●: 空知支部について

隆司先生：東は芦別市、南は長沼町、西は月形町・浦臼町、北は幌加内町と広大な面積の過疎地帯です。会員数は102名です。空知地方の特色としては、もともと産炭地なのですが、閉山後の産業転換がうまくいっていません。地場産業が育成されていないのです。

支部の特色は、会員に地方公務員出身者が多く、建設業・産廃・農地転用・自動車登録などを主な業務としているようです。

支部の広報活動としては、各地域のローカル新聞に行政書士業務のPRを年3～8回、全会員の氏名を載せて実施しております。

研修は、年に支部主催の研修会が2回、三支部合同会議（札幌・小樽・空知）1回、無料相談会1回、宿泊研修会（空知管内の温泉施設に限定）1回などを行っております。また、全空知管内、市町村・商工会議所などで監察活動を実施し、巡回しております。

●: 新入会員へメッセージを

隆司先生：「聞くは一時の恥」。先輩をおおいに利用して、業務を知ること！

# 4

## 空知の観光名所を教えてください

空知と言えば、公共の温泉が多いんですよ。私が知っているだけで、39か所もあります。夕張、岩見沢、芦別、赤平、三笠、滝川、歌志内、深川、北村、栗沢、南幌、奈井江、上砂川、由仁、長沼、栗山、月形、浦臼、新十津川、妹背牛、秩父別、北竜、沼田、幌加内など、温泉がない町を探すほうが難しいです。みなさん、たまには温泉のはしごはどうですか？

参考：そらち温泉ネットワーク協議会  
(<http://www.msknet.ne.jp/sorati-onsen/>)

# 5

## 空知の食い所を教えてください

### ① からまつ園 (そば屋さん)

空知郡奈井江町北町六区道の駅内  
TEL: 0125-65-6222  
11:00~19:00 月休  
シンプルでおいしいよ!  
<http://www.naie.net/sk/kam/karamatu/karamatu.html>

### ② 煉屋 (焼肉・ラーメン)

滝川市本町2丁目7の4  
TEL: 0125-26-0008  
11:30~14:30 17:00~22:30  
七輪で焼きます。ユッケジャンラーメンと冷麺がおいしいよ!

### ③ 赤いリボン10条店 (お菓子)

岩見沢市10条東6丁目1番  
TEL: 0126-25-4545  
札幌大丸にも出店しますよ。  
<http://www.kurata-net.co.jp/akairibon/>

### ④ やきとり たつみ

美唄市西1条南1丁目1-15  
TEL: 01266-3-4589  
年中無休  
1日2000本も売れるという店。もつ1本80円は安い!  
<http://www.elkanet.com/square/enjoy/hokkaido/SLunch/tatumi/tatumi.html>

### ⑤ イルムの丘聖マーガレット教会 レストラン「マザーズカントリー」

深川市音江町音江777  
TEL: 0164-25-1122  
深川ICからすぐ。夜景を楽しみながら食事ができます。教会もライトアップされて最高!  
<http://www.st-margaret.com/>

### ⑥ 北菓楼 (お菓子)

砂川市西1条北19丁目2番1号  
TEL: 0125-53-1515  
9:00~20:00 元日のみ休業  
JALの機内菓子で有名なお店。シュークリーム「北の夢ドーム」、ごまだれもち「夢きらら」がオススメ!  
<http://www3.ocn.ne.jp/~keion/oishiikitakarou.htm>

### ⑦ レストランPolo (ポロ) SINCE1986

芦別市北2条東2丁目4-5  
TEL: 01242-3-1411  
11:00~14:00 17:00~20:30  
<http://homepage1.nifty.com/sintotukawa/omiseA002.html#polo>

### ⑧ 寿し・天ぷら・鍋物 禧富寿司 (きふうずし)

雨竜郡雨竜町字満寿30-29  
TEL: 0125-78-3823  
11:00~14:00 16:00~21:30  
定休日 日曜日  
とにかくネタがでかいぞ!! 絶対行く価値あり!  
<http://homepage1.nifty.com/sintotukawa/omiseA001.html#kifuu>

(すべて隆司先生によるご案内です。隆司先生ありがとうございました。)

🐼: 会報に望むことはありますか?

隆司先生: 過去の会報の縮刷版CD-ROMを作成していただきたい。

🐼: その他

隆司先生: 情報ボックスのPRをさせてください。会員ページの中にQ&A用のメーリングリストを設置しましたので、質問・要望等がありましたら投稿をお願いいたします。また、情報ボックス説明会の動画デモもありますので、アクセスしてみてください。

🐼: 本日はお忙しいところありがとうございました。

(取材 田中浩貴)

今回は網走支部に西編集委員がお邪魔します。美味しいお店・面白いこと等ありましたら是非教えてください!!



# 消費者契約法講座 〈制度・趣旨・運用〉

総務部長 篠原 賢吾

## Ⅲ. 本法第2章「消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し」

ここでは、消費者を保護するために通常予想される取引の姿に反する事業者の態様や行為を挙げて、消費者側に取消権を与えています。

その概要は、①不実の告知、②断定的判断の提供、③不利益事実の不告知、④不退去、⑤退去妨害です。

次に、その内容を条文に当たってみます。

### 1. 本法が想定する事業者の不当な取引形態

第4条1項では、事業者が契約締結を消費者に向かって勧誘するときの不法形態として、次のことを予想しています。

#### ①不実の告知

重要事項について事実と異なることを告げること(4条1項1号前段)。

#### ②断定的判断の提供

物品・権利・役務など契約の目的に関して、将来の価格、利益などについて確実に値上がりするなどの断定的な判断を提供すること(同2号前段)。

#### ③不利益事実の不告知

消費者にとって利益となる重要事項やこれに関連する事項を告げ、且つ不利益な事実を故意に告げないこと(同条2項前段)。

#### ④不退去

消費者の住居や職場から帰ってくれと事業者に対して告げても、事業者が居座って退去しないとき(同条3項1号)。

#### ⑤退去妨害

消費者が契約締結の勧誘場所から帰ると告げているのに退去させないとき(同2号)。

余談ですが、11月23日に「かぞる2・7」のホールで行われたストップ悪質商法セミナーでの寸劇「催眠商法」の場面を「退去妨害の例」として、挙げたいと思います。セミナーでは、その他「キャッチセールス商法」「開運商法」の寸劇も上演されました。シナリオの板垣札幌支部長、演出兼出演の佐藤本会副会長、その他出演の札幌支部会員の方々も、劇団を造って道内を巡業しませんか、と言われるほど、とても判り易い迫真の演技でした(鳴り止まぬ拍手)。

では、当日観なかった会員読者の皆さまへ演劇の世界へご案内いたしましょう。台詞を思い出しながら再現してみます。

場面～事業者が盛んに元気よく、通行人にチラシを配っています。日く「激安売りです～、来ないと損しますよ～」。うまく興味を持った客らを貸ビル風の会場へ誘い込みます。会場では、何でも激安と錯覚するように、

盛んに日用品を「10円」で安売りをします。何しろ、繰り返し早い者勝ちで手を挙げさせます。その後、熱狂してきた消費者に高価な布団を売りつける。主婦は、つつい今までと同じで10円で買えると思い込んでしまい、手を挙げてしまいます。

さて、そこで……

主婦「こんなに高い物は買えませんから、私帰ります。」

事業者のボス「なに！さっき買うと言って手を挙げたじゃないか。こっちは出るところへ出てもいいんだぞ！（とテーブルを叩く）ね、奥さん、そこに座ってローン用紙に書き込めば済むんだから」

といて退去を妨げたのでした。いずれもこんな風にしてひっかかっちゃうんだな、と思える演技でした。皆さんに見て欲しかったですね。

では、本題に戻ります。

### 2. 本法が求める因果関係

(事業者側の不当な取引形態である原因と、これによる消費者側の申込み又は承諾という結果の発生のことです。)

これら①～⑤の不法な取引形態と消費者がなす申込み又は承諾との間に因果関係がある場合に本法は、消費者に取消権を付与して保護します。

①「不実告知」については、消費者が事業者から告げられた内容が事実と誤認し、これに基づいて契約の申込み又は承諾をしたときに、取り消しができます(4条1項1号後段)。

②「断定的判断」も消費者が事業者から提供された「断定的な判断の内容」が真実であると誤認し、これに基づいて契約の申込み又は承諾をしたときに、取り消しができます(同2号後段)。

③「不利益事実の不告知」は、事業者から告げられなかった不利益事実が存在しないと誤認し、これに基づいて契約の申込み又は承諾をしたときに、取り消しができます(同上2項後段)。

④「不退去」は、事業者が退去しないため消費者が困惑し、それによって申込み又は承諾をしたときは、取り消しができます(同3条本文)。

⑤「退去妨害」は、寸劇の例のように消費者を退去させないため困惑し、それによって申込み又は承諾をしたときは、取り消しができます(同3条本文)。

3. 事業者は、消費者との間に契約締結の媒介受託者を介在させて、第4条所定の行為は媒介者がしたとして、事業者本人の責任を免れることはできません(第5条1項)

4. 代理人については、消費者側、事業者側、媒介受託者側のいずれの代理人も、その代理人が執った第4条所定の行為について直接に、消費者・事業者・受託者本人(の行為)とみなすと定めています(第5条2項)。これは、契約の当事者である本人が第4条所定の行為を行わずとも、その代理人が行ったならば、直ちに第4条の適用が有ることを宣言しているものです。いわば、「うちの秘書が、秘書が・・・」では、許されませんよということでしょうか。

5. 本法は民法・商法の特別法(設例)

事業者が粗悪品であることを知っていて、その代理人は知らなかった場合、これを上等な品物として代理人が消費者に販売した場合はどうか。

取引に代理人が介在したような場合、民法上は錯誤、或いは詐欺・強迫等に関しては、錯誤、詐欺、強迫等の事実を代理人が知っていたかどうか、又は知らなかったことに代理人に過失はないかどうかで決めます(民法101条1項)。

また、設例のように真実は粗悪材料を使用した粗悪品であると事業者は知っていた場合に、その販売を委託された代理人がそれを知らなくとも、代理人の不知を主張して法律行為に瑕疵はないとの主張はできません(同条2項)。

しかし、消費者契約法には民法101条2項と同様な定めがありません。それでは、設例の場合はどう解釈するべきか。本法の第11条1項には「(中略)この法律の規定によるほか、民法及び商法の規定による。」と定めています。民法の特別法である旨を定め、従って、本法に定めない事柄については、一般法たる民法、商法の適用を受けることを明示しているのです。また、民法96条(詐欺・強迫)についても、その適用を排除していませんから(第6条)、消費者の保護は、本法に依るか、民法に依るかは消費者の選択によるものです。この点で、1つの事実に対する法的主張について、法条競合の関係を本法は認めていると解釈できます。どちらの法律を根拠にして、主張しても良いのです。

6. 具体的な権利行使の時期

○6ヶ月の消滅時効と5年の除斥期間

消費者の取消権は、①不実の告知があったこと、②断定的判断が提供されたこと、③不利益事実の不告知があり、これによって誤認したことに気づいたときから、或いは、④不退去事実が終わり、⑤退去妨害から脱して困惑から脱したときから、6ヶ月行わないと時効によって消滅します(第6条前段)。

条文には「追認をすることができる時から」とありますが、これは上記の不実の告知があったこ

とによって誤認したと気づいた時を指します。このときから、締結した契約の追認ができるできるといっていますから、法的には第4条所定の行為があった場合には、締結された契約は、もともと取り消し得る状態であると本法は解釈しているといえます。すなわち、消費者が例えば不実の告知がありこれによって誤認したことに気づいたときから、時効は開始します。

除斥期間は契約締結の時から5年間です(同6条後段)。

## Ⅳ. 第3章「消費者契約の条項の無効」

ここでは、消費者契約の契約条項を無効とする場合を定めています。本法は、消費者に不利益な条項として、事業者が契約条項中に定める事柄を次のように類型化します。

- ①事業者の債務不履行責任を全部免除する条項
  - ②事業者の故意又は重大な過失による債務不履行責任の一部を免除する条項
  - ③事業者の債務履行に際して為された事業者の不法行為による賠償責任の全部の免除条項
  - ④事業者の債務履行に際して為された事業者の故意又は重大な過失による不法行為による賠償責任の全部の免除条項
  - ⑤有償契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき、この瑕疵による損害賠償責任の全部免除条項
  - ⑥請負契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき、この瑕疵による損害賠償責任の全部免除条項
- (以上、第8条1項1～5号)

以上の類型化された条項は、本法はこれを無効と規定します。

なお、契約解除による賠償額の予定、違約金に関しては、解除の事由や解除時期などの態様毎に、同種契約の解除に伴い発生する平均損害額を超え場合、その超えた部分の約定は無効としました(本法台9条1号)。

この平均損害や実務上の処理等については、次回最終回に検討することとします。

# 著作権法講座

高度情報化対応委員会委員長 江谷 清和

## I. 著作権実務について

行政書士業務における著作権業務としましては、(1) 契約書の作成、(2) 著作物の登録申請、このケースが圧倒的ですが、上記2点について私の業務実績を通じて体得した事を記しておきます。

IT関連業界におけますクライアント(依頼者)は、その企業の生命線であるソフトウェアに関して当然とはいえ極めて神経質に取扱います。ソフトウェアが市場にでるまで企画、開発、プレリリース、販売と各段階で様々な機密漏洩問題が発生する可能性を秘めているからです。私も行政書士が業務を受託する上で、「どの段階のソフトウェアなのか?」ここを1番最初にお客様に確認します。すなわち企画から販売までのどの段階でも安全確実な商取引の実現を図りたいからです。

### (1) 契約書の作成について

#### i) 従業員に関する守秘義務契約書(誓約書)

さまざまな企業秘密が退職者から漏洩することを防ぐ契約ですが、この契約に関する特徴は雇入れ時、雇用中、退職後の各段階での契約を文書化することをお勧めします。著作権法、特許法、商標法の他に商法上の競争避止、不当競争防止法など知的財産権を保護育成する諸法を労働契約に実現し、就職してから退職するまでに考えられる種々の機密漏洩事例を挙げクライアントの雇用契約、就業規則の見直し提案します。

※労働契約、就業規則等については知的財産権に知識のある、社会保険労務士に御願います。

#### ii) 著作物の使用許諾、譲渡に関する契約書

著作物の使用及び譲渡範囲・使用及び譲渡期間などを書面にて契約しますが、著作物を契約書に盛り込むところで、ソフトウェアプログラムに関しては、通常、権利(独占又は非独占)・範囲(バグの修正は可、複製不可)・期間(継続の扱いを明記)・使用料&譲渡料(発生時期の明文化及び金額の設定方法)・関連資料の取扱い(ソフトウェアのマニュアル)、および関連資料・プログラムの変更(使用許諾に関しては著作権者に帰属する等々)を盛り込みます。そして著作物の実態を証明するソフトウェアプログラムの態様を記します。この態様はプログラム登録されていることにより著作物の使用者及び譲受者が著作物の権利者本人と安全確実に契約を締結できることとは言うまでもありません。

### (2) 著作物の登録

#### i) 著作物全般(プログラムの著作物を除く)

論文・小説・舞踊・絵画・地図・写真・楽曲など(著作権法第10条でいうところの著作物)を指し「著作者の気持ちを自分なりに工夫して表現したもので、それが文化的所産といえるもの」(法第2条第1項第1号)という定義によります。また「実演」「レコード」「放送」「有線放送」も登録の対象となります。

ここで登録の種類及びその効果などを一覧に整理すると、表1(次ページ)のようになります。

#### ii) ソフトウェアプログラムの著作物

著作権の中でも比較的新しい著作物で、昭和60年の法改正により生まれました。プログラムはその実態を把握しにくいところから、登録をお勧めしています。

#### ①登録効果

訴訟における立証が容易・プログラムの特定が容易・プログラムの権利の意思表示・プログラム取引の円滑化・登録の信頼性などが効果として期待できます。

#### ②プログラム登録の種類

創作年月日登録、第一発行日等の登録、実名登録、著作権の移転などの登録、以上の種類です。

#### ③プログラム登録申請

プログラム登録に必要な書類としては、登録申請書の他に著作物の明細書・法人の代表者資格証明書又は住民票・プログラムの著作物の複製物(マイクロフィッシュ)・販売証明書(第一発行)・登録納付書・委任状が必要になります。登録申請書送付先は「財団法人ソフトウェア情報センター(SOFTIC)」のみでしか受け付けません。住所は〒105-0001東京都港区虎ノ門5丁目1番4号東都ビル4Fです。

上記、URLは<http://www.softic.or.jp/>から申請に関する情報を入手でき、既プログラム登録データベースも無料で検索できます。

#### ④プログラム登録に際する留意点

ソフトウェアプログラムのソースないしオブジェクトをA4版白地紙に8~12ポイントで早めに出力してもらい、マイクロフィッシュ(98コマ)を作成します。続いて著作物の明細をクライアントと十分に

打ち合わせをします。その際、開発言語等ソフトウェアの特徴、創作部分を200～400字以内で纏め上げます。

⑥申請書は書留郵送で受け付けます。委任状は行政書士が代理人として記載し、登録申請書は行政書士職印を押印します。クライアントからの印鑑は委任状のみで良いわけです。

以上、プログラム登録の他、データベースも著作物として登録できます。クライアントの多くは自社で作成したオリジナル(社内仕様)ソフトを放置し

ているのがほとんどであります。

登録をお勧めし知的財産権として、権利保全をお勧めしてみても如何でしょう。

〈表1〉

登録の種類		
実名の登録 (法第75条)	無名又は変名で公表された著作物の著作権者はその実名(本名)の登録を受けることができます。 [効果] 登録を受けた者が、当該著作物の著作権者と推定されます。その結果、著作権の保護期間が公表後50年間から実名で公表された著作物と同じように著作権者の死後50年間となります。	・無名又は変名で公表した著作物の著作権者 ・著作権者が遺言で指定する者
第一発行年月日等の登録 (法第76条)	著作権者又は無名若しくは変名で公表された著作物の発行者は、当該著作物が最初に発行され又は公表された年月日の登録を受ける事ができます。 [効果] 反証がない限り、登録されている日に当該著作物が第一発行又は第一公表されたものと推定されます。	・著作権者 ・無名又は変名の著作物の発行者
創作年月日の登録 (法76条の2)	プログラムの著作物の著作権者は、当該プログラムの著作物が創作された年月日の登録を受けることができます。 [効果] 反証がない限り、登録されている日に当該プログラムの著作物が創作されたものと推定されます。	・著作権者
著作権・著作隣接権の移転等の登録 (法第77条)	著作権若しくは著作隣接権の譲渡など、又は著作権若しくは著作隣接権を目的とする質権の設定等があった場合、登録権利者及び登録義務者は著作権又は著作隣接権の登録を受けることができます。 [効果] 権利の変動に関して、登録することにより第三者に対抗することができます。	・登録権利者及び登録義務者(原則として共同申請だが、登録権利者の単独申請も可)
出版権の設定等の登録 (法第88条)	出版権の設定、移転等、又は出版権を目的とする質権の設定等があった場合、登録権利者及び登録義務者は出版権の登録を受けることができます。 [効果] 権利の変動に関して、登録することにより第三者に対抗することができます。	・登録権利者及び登録義務者(原則として共同申請だが、登録権利者の単独申請も可)

上記、一覧表は「文化庁長官官房著作権課」出版『登録の手引き』から引用しています。なお、上記手引きは文化庁ホームページ(<http://www.bunka.go.jp>)に掲載され、複製が認められています。

上記、各種登録申請は「文化庁長官官房著作権課」あて、書留郵送によります。

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

電話番号：03-5253-4111 (内線2849)

平成12年7月のある日、農業を営むTさんは、農業委員会に行った帰り私の事務所を訪れた。「この度、後継者となる息子が結婚するので二世帯住宅を新築したい」という内容だった。

建設予定地は自己所有地ではなくSさんから賃借するという事なので、農地法第5条に規定する許可(賃借権の設定)申請に該当することを説明し、申請地が農業振興地域内の農地なのかどうか、森農業振興地域整備計画書を取り出して地番の確認をした。結果、農用地区域内の農地であった。この「農業振興地域」は農振法に基づいて、市町村が概ね5年ごとに総合的に見直す変更と随時変更の2通りがありますが、後者が私たちの仕事となる部分です。森町では農林課に「農業振興地域整備計画書」がありますが、私のように入手しておけば即座に判断が出来て便利だと思います。そうでない先生方は必ず問い合わせしてから手続きを進めてください。今回のケースのように農用地区域内の農地を転用する場合は、農用地区域内からその農地を除外した上で農地法による転用許可の申請をします。地域によって違うようですが、当地では同時申請をします。

農用地区域内の農地は原則として農地転用が認められませんが、次の5要件すべてを満たすことによって農用地区域を除外することができます。①農用地区域以外に代替すべき土地がない。②変更後の農用地区域の利用上の支障が軽微である。③除外後の農用地区域の集団性が保たれる。④土地利用の混在が生じない⑤土地基盤整備事業完了後8年を経過している。(47.5.1 47農政第1849号農林省農政局長通達)市町村はこの要件を勘案して農用地利用計画の変更案を作成した後、公告し、その後30日間縦覧します。縦覧後15日間の異議申出の期間内に異議の申出がなければ、市町村は都道府県知事に変更案認可申請を行い認可されます。

次に都市計画法との関係に触れておきます。都市計画区域内において開発行為を行おうとする場合には、都市計画法に基づき都道府県知事の許可が必要です。この開発許可がないと農地の転用は許可されません。特に市街化調整区域は、原則として一般の住宅建築のための開発行為は許可されないで、農地転用の許可もできません。市街化区域内の農地は、農業委員会へ届出(法第5条第2項第3号)をすれば転用することができます。

それでは、申請手続きを進めて行きます。最初にすることは勿論、現地調査です。市街化調整区

域以外の農地の場合だけ説明しますが、第3種農地「都市的施設の整備された区域内の農地や市街地内の農地」一原則許可。第2種農地「近い将来、市街地として発展する環境にある農地や農業公共投資の対象になっていない生産力の低い小団地(概ね20ha未満)の農地」一第3種農地に立地することが困難な場合許可。第1種農地「農業公共投資(土地改良事業等)の対象となった土地、集団農地(概ね20ha以上)、生産力の高い農地(地域の平均的収量より収量が高い農地)」一原則不許可。の許可方針によって市街地に近接した農地や生産力の低い農地から順次転用されるよう基準が定められています。今回の申請地は第2種農地と判断しました。

申請書は農地法施行規則第6条別記第8号様式です。申請目的は農家住宅の建設、資金調達は住宅金融公庫の住宅資金を使うということなので、このような場合は、まず先に融資受付期間を確認してください。借入申込書又は公庫からの返信葉書の写しが添付書類として求められています。この受付期間を逃すと申請ができないからです。次に、別件の農振除外申請が出ているか確認します。先に説明したように別件の申請が出ている間はその申請ができません。その期間は約2ヶ月を要するので、要注意です。

今回の申請は2点とも該当しませんでしたので早速、建物の平面図を基に転用面積を決定しました。一般住宅の転用面積は500m<sup>2</sup>未満を原則として許可されています。500m<sup>2</sup>を超える場合は、転用面積が建築面積(1階部分の面積)の100/22を超えない面積が基準となっています。農家住宅の転用面積は、一般的に1,000m<sup>2</sup>まで認められています。そのほか建設費の20%が自己資金で賄えるかどうかも大事な要件となります。

最後に添付書類を列記して終わらせていただきます。(1)土地全部事項証明書、(2)位置及び周囲の状況を表示する図面、(3)地番・地目及び周囲の現況地目を表示する図面、(4)建物の平面図、(5)配置図、(6)借入申込書、(7)預金残高証明書、(8)住民票(現住所が登記事項の住所と異なる場合)(9)その他

# 風俗営業許可申請の概要 最終回

札幌支部 滝沢俊行

## 11. 深夜酒類提供飲食店

「深夜酒類提供飲食店営業者」とはバー、酒場その他客に酒類を提供して営む飲食店営業であって保健所の飲食店営業の許可（食品衛生法第21条第1項の許可）を受けて、深夜（午前零時から日の出時）において営む営業所で風俗営業又は風俗関連営業に該当しないものをいいます。そしてこの営業を営もうとするものは、公安委員会への届出が必要になります。

ただし、営業の状態として、通常試食と認められる食事を提供して営むものは届出の必要はありません。

### ① 用語の解釈

イ、「酒類を提供して営む」とは

アルコール分1度以上の飲料を客に提供して営む店をいい、提供する種類の多寡を問いません。

ロ、「営業の常態」とは

営業時間における主食を提供している店をいい、下記のような場合は主食を提供する店には当たらず、届出対象営業所となります。

- ・ 1週間のうち平日のみ主食を提供する店、1日のうち昼間のみ主食を提供している店
- ・ 大半の時間は酒を飲ませているが、最後にお茶漬けを提供するような店

ハ、「通常主食と認められる食事」とは

社会通念場主食として食事と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パン類を除く。）めん類、ピザパイ、お好み焼きなどが当たる。

### ② 営業禁止地域

深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域は、都市計画法第2章の規定により定められた、つぎの7地域が禁止地域に指定されています。この地域にある飲食店営業については、日の出時から午前零時までの営業となります。

これに違反し深夜酒類提供飲食店営業を営んだ場合は、禁止地域における無届営業となり6カ月以下の懲役若しくは30万円の罰金に処せられることとなります。

- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域

### ③ 営業の開始届出等について（風適法第33条および風適法規則第44条関係）

イ、届出は、営業を開始する10日前までとなります。

ロ、下記の提出書類及び添付書類について、正副各1部を提出して届けます。

提出書類

- 深夜酒類提供飲食店営業開始届出書（別記様式第17号）

- 営業方法を記載した書類（別記様式第18号）

添付書類

- 営業所の平面図

縮尺が図示されたもので、店内のボックス、椅子、カウンター等が記されているもの

- 店内の照明及び音響設備の配置図

照明にあっては、照明の種別に記号又は色分けで区分して、位置、ワット数を記載し、音響設備位置についても記載すること。

- 階層の位置部使用の場合は、階層の平面図

- 住民票の写し

個人の場合は届出者本人。法人にあっては役員全員。外国人の場合は、登録原票記載事項証明書。

- 定款（法人のみ）

- 商業登記簿謄本（法人のみ）

- 飲食店営業許可証の写し（保健所許可証）

④ 営業所の基準（風適法規則第40条関係）

下記の基準に合致しない場合は、届出は受理されません。

イ、客室の床面積は、1室9.5平方メートル以上（1室のみの場合は除外）

ロ、客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。

ハ、善良の風俗又は清浄な風俗環境を害する写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。

ニ、営業所外に直接通ずる出入口以外の客室の出入口に施錠設備を設けないこと。

ホ、営業所内の照度が20ルクス以下にならないように維持されるための構造又は設備を有すること。

ヘ、ダンス用に供するための構造又は設備を有しないこと。

⑤ 営業者の遵守事項

イ、営業所の構造及び設備を、国家公安委員会規則で定める基準に適合するように維持すること。

ロ、深夜において客に遊興させないこと。遊興行為にあたる例として下記のものあげられる。

- 不特定多数の客に歌、ダンス、ショー、演芸、映画その他の興業等を見せる行為

- 生バンド演奏等を客に聞かせる行為

- のど自慢大会等の参加する遊戯、ゲーム、競技等を行わせる行為

- カラオケの使用などに際し、

・スポットライト、ステージ、ビデオモニター又は譜面台等の舞台装置を設けて不特定多数の客に使用させる行為

・不特定の客に歌うことを勧奨する行為

・不特定の客に歌をほめそやす行為などがある。ただし、不特定の客が自分から歌うことを要望した場合に、マイクや歌詞カードを手渡し又はカラオケ装置を作動させる行為はあたりません。

ハ、年少者の使用制限

- 18歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

- 18歳未満の者を客として立ち入らせること。

ニ、照度の規制

営業所内の照度を20ルクス以下としないこと。

ホ、振動の規制

- 商業地域、工業地域、工業専用地域では55デシベルを超えないこと。

○ 禁止地域以外の上記以外の地域では50デシベルを超えないこと。

#### へ、従業者名簿の備付義務

営業所ごとに従業者名簿を備え、従事するものの住所、氏名、性別、生年月日、本籍、採用年月日及び従事する業務の内容を記載し、営業所に備え付けておくこと。

また、退職した場合は、退職後3年間は営業所に保存しておくこと。

#### ト、廃止及び変更

##### 1 届出事項

- 営業を廃止したとき
- 住所又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名を変更したとき
- 営業所の名称を変更したとき
- 営業所の構造及び整備を概要を変更したときで下記に規定する以外の軽微な変更について届出が必要です。
  - ・ 建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕は同条第15号に規定する大規模の模様替えに該当する変更
  - ・ 客室の位置、数又は床面積の変更
  - ・ 壁、ふすまその他営業所の内部を仕切るための設備の変更
  - ・ 営業方法の変更に係る構造又は設備の変更

##### 2 届出事項

警察備え付けの廃止届出書又は変更届出書に変更内容等に応じた下記書面を添付します。

- 営業を廃止したとき  
廃止届出書のみ（廃止年月日及び廃止の事由）
- 営業所の構造又は設備を変更したとき  
営業所の新旧の平面図
- 営業者の氏名又は住所の変更したとき  
住民票の写し（外国人にあっては登録原票記載事項証明書）
- 法人の名称、所在地又は法人代表者の氏名を変更したとき  
登記簿の謄本及び法人代表者の住民票の写し（外国人にあっては登録原票記載事項証明書）

以上。

**お知らせ** information

## 会員募集

### 北海道行政書士風俗業務実務者協議会

風俗営業関係の許可や届出などの申請手続きに関する実務家の集まりです。情報交換や勉強会を通して業務の向上をはかっていきましょう。

参加希望の方は、下記までEメールで申し込んでください。

takizawa-t@gyosei.or.jp（滝沢事務所気付）

# 電子申請と行政書士を待ち受けている地平

業務部理事 葛西 彰

## はじめに

「ITはツール(道具)に過ぎない」という考え方と、そうではなくもっと大きな新しい「人と社会の改革」でもあるという指摘とがあります。そのように解釈が分かれることこそが、現状をよく物語っているのではないかと私には思われます。政府が国家政策の一つとして強力に推進してきた電子政府・電子自治体構想のもたらすものは、実はこの点を明らかにする作業でもあります。

行政書士は、行政手続きのプロフェッションであるという見解があります(東京大学・大学院法学部宇賀克也教授)。

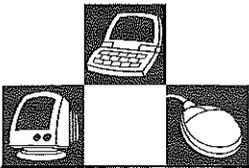
(注1. プロフェッションとは専門家という意味であり職業人=プロという意味ではない。注2. 北海道運輸関係行政書士協議会、大阪府行政書士会での講演など多数において)。

私も多少の面映さと、そうであらねばならないという希いからこの言葉を噛み締めると共に、行政書士は、(故に)行政手続きのこのような議論に加わるに十分な能力を有しているのではないかと信じてやまない。本稿は、行政の情報化、電子政府・電子自治体の実現していく過程で、狭義に捉えて、業務手法の変化についてのみ対応することでよいのか、或いはあらためて行政書士の役割を再考し、政府主導のIT戦略に対して、ただ受動的に捉え決定を待っているだけではなく、国民の側に立って積極的に関わっていくことが求められているのではないか、という問いかけでもあります。それが改正行政書士法の趣旨に従うことでもあるのではないか。或いは、行政手続というフィールドを通じて、地域社会や多様な経済活動とも深く結びつく、新たな側面を持つのではないか。本稿はそのような視点も加えて、敢えて高邁な視点から述べようとしています。言葉の走りすぎには、心やさしい皆様のご叱正をいただけるものとご期待も致しております。

## 【IT戦略に欠落しているもの】

政府は、このほど2003年度前半にIT戦略を見直し、医療・福祉・教育という国民生活と密着

した分野のIT化をさらに推進する「新IT戦略」を定めることを発表いたしました。「世界最先端のIT国家の実現という目標」を達成するために、行政の情報化は勿論、併せて民間における高度な情報化を実現していくことは、まさに「国策」として進めている重要課題であります。私たち行政書士にとって最も関心の高い「電子申請」も、こうした国策の一環として推し進められている「行政のデジタル化」なのであります。ところで素朴に何故国策としてまた、こうも短期間に「行政のデジタル化」を推し進める必要があるのかとの疑問を感じておられる方も少なくないでありましょう。その理由は、各国政府は競って電子政府を確立する動きにあること、経済がグローバル化し行政システムもそれに対応する必要があること、行政自身の情報化によって効率化し、行政サービスを向上させること、低迷する経済の活性化策として新たな投資や民間需要を生み出すといったことが言われている。なるほどと思うことも多いが、現実としてそういうものなのだろうか。果たして、ここに国民の視点に立ち、利用者である国民が安心でき、喜んで享受できるものとなるのかどうか、私は幾つかの疑問も持ち合わせています。行政書士として、IT化の旗手でもある電子申請がどんなものになるのかということは最大の関心事であるとともに、こうした視点でも是非お考えいただくことが、重要なことではないかと思われまます。このように申し上げるのも、IT戦略において、地方自治体や国民の声がかならずしも反映されていないという予測は、いま現実の問題となりつつある。その一つの例が、住基ネットに対する対応に自治体によって温度差があり、総合行政ネットワーク構想が完全に網羅されていない現象として現れ、さらにはデジタルデバインドと言われる情報弱者が取残され、等しく情報化を享受できない新たな差別若しくは格差が発生する恐れが高いということでもあります。



## 【行政書士業務が消滅するという恐れについて】

少し前までは、ITにより、さまざまな組織はフラット化され、あまたの取引や手続の場で中間に介在する者の役割を失わせてしまうということが、当然のように語られていた。現実にはそのことは、起きているので否定するわけではないが、次のような指摘も深い意味があることを私は忘れないでいたい。多少長い引用と成りますが、行政書士のデジタル社会における一つのアイデンティティーを示す言葉ではないだろうか。

『たとえば、交渉についての本を読めば交渉の戦略は学習できる。しかし戦略についての書籍を読むだけでは優秀な交渉人になれず、辞書によって優秀な話し手になれるわけでもなければ、専門的システムによって専門家になれるわけでもない。交渉人になるために必要なのは、戦略についての知識に加えて技能、経験、判断力、そして思慮深さだ。これらが備わって具体的な戦略をどのように実行すべきかだけではなく、その実行の時期も判断できるようになる。この両方を知っていることが交渉人の条件だが、いつ実行するか判断力が身につくのは実践からで、それ以外にない。ジョン・シーリー・ブラウン&ポール・ドゥグッド(著：なぜITは社会を変えないのか)』

専門家というのは、技術のみに頼って依頼者に正対しているのではないということをアメリカの優れた時代認識を持ち併せたコメンテーターの言葉にも表されていることに、勇気づけられる。

私たちは、行政手続が電子申請になったとしても、確実に期待され、頼られ、利用されると断言しても差し支えありません。もし不安に思う書士の方がおられるとしたら、そのような不安は1日も早く払拭していただきたい。それより電子申請という新たな手続に精通することをお勧めします。ただし、「読めば学習できる」程度の簡易な書類の作成については、引用の通り無用となる可能性が高いのも電子申請である。

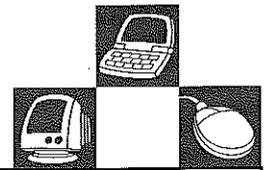
## 【電子空間に築かれる電子政府】

私たち国民や企業は、日々現実の空間において、行政庁へ出向いて様々な行政情報を入手したり、手続を行ってしています。体育館など公共施設の空き情報を確認したり、条例の内容を見たりしています。また納税証明書を発行してもらう住所の変更手続を行う、パスポートの発行をもらう、道路の占有許可の取得、古物商など営業の許可を取る、印鑑の登録を行うなど様々な目的で書類を作り、窓口へ提出して交付を受けたり、許可を得ています。一方、電子空間に作られる電子政府は、国民が行政の窓口に出向くことなく、これらの情報を得たり、手続を行うことが可能となります。電子空間に出来る電子政府には、自宅や職場からインターネットを利用して「電子上の窓口に出向く」ことが可能になります。これを行政側から見ますと、物理的に受付カウンターを設け、実際の受付職員を配置しなくても、国民の来訪を受けることが出来るということでもあります。国民と行政の双方にとってたいへんメリットのある政府なのであります。国民は、雨や暑さの中、重い資料を持ち、長時間をかけて、電車に乗り継いで行政まで出かけなくても良くなりますし、また待たされることもありません。交通費もかからず、時間もかからず、いずれ24時間受付が出来るようになれば、時間の空いたとき深夜や日曜日でも申請を行うことが出来るようになります。行政にとっても、膨大な書類＝紙を保存することが無用になりますし、受付ミスをほぼ防ぐことが出来ますし、審査期間も短くすることも可能となります。

総務省は、これを2002年情報白書の中で「効率・簡素・透明・便利」な行政という言葉で表しています。

## 【紙+対面から電子文書+インターネットへ】

電子空間では、紙に変わり電子文書(デジタル文書)を利用して情報の交換が行われます。通信



手段としては、インターネットを利用することになります。この「文書の電子化とインターネット」の二つが可能になったからこそ、電子政府も構築が可能になったとあって差し支えありません。

電子文書は、コンピューターのディスプレイにデジタル文字や画像によって表現されます。デジタル情報は、これまでの法律が予定していなかった情報伝達のための方法であります。そこで、デジタルな表現に対して、明確に規定していくことが求められるようになり、その有効性について追認する必要が出てまいりました。一般的には、広く利用され有効性が確認されてきていますが、法律上もこれを認めることで、商業活動や行政手続にも安心して利用することが出来るからです。前者としては、すでに民間文書においては、平成13年度通常国会で「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」において、民間に交わされる文書の中で提出義務を課しているものを、紙に代わり電子文書においても同様の効果を満たすものとして一括制定しました。

行政側の文書については、少し遅れましたが、先の国会で「オンライン化三法」の成立を見ました。電子政府は、このように法律や制度を整え、電子文書を法律上も「紙の文書」と同等の有効性を持つこととして認めることになりました。

一方、電子文書が紙と同様有効性を認められたとしても、それを流通させるための「通信技術」が確立され、しかも誰もが享受できる状態であり、一定の普及が進んでいなければ、電子政府の構築を終えたとしても、利用は限定的なものにとどまり、使命を果たし得ません。このようにインターネットの普及がなければ電子政府のインフラは整ったとはいえません。それではインターネットの利用状況についてみてみましょう。

### 【インターネットの利用事情と行政書士の可能性】

普及に関しては、様々な調査が行われていますが、総務省平成14年「通信利用動向調査」により

と、インターネット利用者数は対前年比1,349万人増の6,942万人(別表1/P17参照)。米国に次ぐ世界第2位。世帯普及率は、対前年比20.9ポイント増の81.4%に増加。パソコンを二台以上保有する家庭も25%に達していることが報告されています。

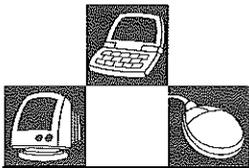
すでにインターネットは、特別なものではなく電話と変わらない通信手段として、国民に定着したと言って差支えないと思います。

このように、電子文書とインターネットを組み合わせた技術が、電子政府のインフラとして整えられつつあるのが、今の日本の現状であります。

さらに政府は、世界最先端を目指すブロードバンド化を推し進めています。ブロードバンドの普及は、現在31.1%と飛躍的に増加しており、既存電話回線、ケーブルテレビ、無線LAN、光ファイバーなどの方法により、選択肢も複数あること、料金の低廉化と通信速度が進化したことなどの要因により、今後は主流になっていくことは間違いありません。電子申請においても、大量の電子文書や写真などの送信も考えられることから、ブロードバンドの普及は待ち望まれていたことであります。その一方で、地方都市など普及が遅れている、或いは見込みがまだ立たない地域も相当あります。この解決が進まないと、電子政府・電子自治体構想は、国民に不平等なものとなる可能性が高くなります。

さらにインターネットの利用という点で見ますと、機器の保有状況に比べて、まだまだ活用されていない姿が浮かび上がります。その利用内容を見ますと、電子メールと情報収集が主であり、他の用途にはあまり利用されていない。(別表2/P17参照)

このことは、仮に電子申請がスタートしたとしても、国民にとっては積極的に利用する環境に直ぐになるとは思われないという実態を感じさせます。中央省庁では、こうした点に注目しており、いかに利用してもらおうかが重要な課題となっています。電子政府をハコモノ行政と揶揄されないよう、その利用度が問われる事になります。その解決策の



一つとして、行政書士等資格者による代理申請が大きく寄与する事が認められています。

そこで、私たち資格者等の行政手続きの代理人が果たす役割は、極めて大きいことを申し上げて差し支えないと思われま。不慣れな国民に成り代わり、電子申請を行うフィールドが待ち受けていると思われま。また担い手とならなければ、電子政府・電子自治体は、スタートにおいては利用度の低いものとなることは間違いありません。

勿論不慣れというだけではなく、電子証明書の取得にはコストもかかりますし、署名操作には不安もあります。申請が正しく行われなために失う利益も危惧されま。

ただし、電子申請の中でも利用頻度の高い企業による申請は、必ずしもそうとは言えないでしょう。電子申請を行うためのコストや操作者の確保、正確で期限内の処理が行えること、法律の改正やシステムの更改などに対応するという点で、資格者に依頼するか自ら行うかという(選択)がなされま。

### 【電子文書の特性】

ここまで、電子政府・電子自治体とはどんなものなのかということ、考えてまいりました。簡単に申し上げることは、なかなか難しいのですが、電子政府・電子自治体というのは、情報がデジタル化＝電子化され、さらにそれがネットワーク化された行政の姿を言うのではないかと思います。紙に代わり、文書が電子化され有効に利用されていくことこそが、実はIT革命の主流であり、あらゆる分野においてそれが現実化していくことは避けられないというも徐々に分かってきているわけでごさいます。問題は、電子文書が紙文書との関係において、その主役の立場を取って代わること、それが重要な問題であり、革命ともいえる所以なのだと思います。別の言い方を致しますと、文書原本が紙から電子文書に置き換わろうとしている、そういう現実がいま間近になってきたということでありま。その一つの現実が、電子政府電子自治体の姿なのでありま。膨大な紙を原本とする非効率な行政をストップし、電子

文書が、原本となる行政がスタートするというそういう夜明けが始まっている、薄明るくなってきているというのがいまの現状だろうと思いま。例えば、これまで紙で出していた健康診断書を電子文書で発行するためにはどうしていったらよいのかというような構想について厚生労働省は検討を進めています。しばらく前のことですが、長崎市に落とされた原爆患者のカルテ、診療記録が九州大学の倉庫から50数年ぶりに発見されたという報道がございま。膨大な保存カルテの山から、偶然発見されたというニュースでした。このことから、考えさせられたことは、紙による文書は実は保存管理や文書の流通等において、必ずしも完全ではないということをお話していま。しかも紙で作られたカルテは文書の加工とか、検索とか、そのままではさらなる発展的利用が難しいものでありま。

電子文書はその点、文書保存、文書加工、文書検索、文書の流通、多言語機能の利用等、多くのメリットを持っています。インターネットで電子文書をやり取りするということは、さらなる大きなメリットがあります。そうしたメリットを生かして、行政を効率化し国民の負担を軽減してこうというのが電子政府・電子自治体なわけでありま。

### 【セキュリティ対策】

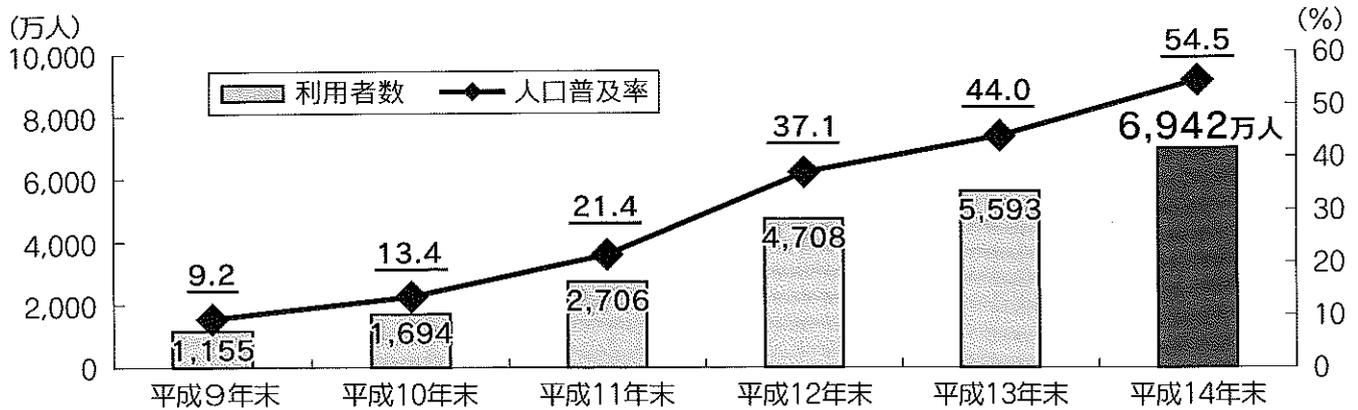
一方で、電子文書とその利用にあたり、いくつかの負の側面を持っているのも事実でありま。電子文書の改ざん、成りすましや個人情報データの漏洩や、書き換え、消滅などがありま。まさに電子文書は両刃の剣でもありま。行政書士は、電子申請の安全な処理、つまりセキュリティに対する知識と実務を身につけておかなければなりま。私たち行政書士は、これまでも紙文書を取り扱う上で、守秘義務を課されていましたが、それに加えて電子文書の特性を踏まえたセキュリティ対策を講じておかなければ、思わぬ落とし穴に陥る可能性があります。

(以下次号)

## 別表1. インターネットの普及状況

◇平成14年（2002年）末のインターネット利用者数及び人口普及率

インターネット利用者数は対前年比1,349万人増の6,942万人。人口普及率は54.5%（対前年比10.5ポイント増）と初めて50%を超える。2人に1人以上がインターネットを利用。



(注) ①上記のインターネット利用者数は、

- ーパソコン、携帯電話・PHS・携帯情報端末、ゲーム機・TV機器等のうち、1つ以上の機器から利用している者が対象。
- ー6歳以上が対象。

②平成14年末の我が国の人口普及率(54.5%)は、本調査で推計したインターネット利用者数6,942万人を、平成14年末の全人口推計値1億2,738万人（国立社会保障・人口問題研究所「我が国の将来人口推計(中位推計)」）で除したもの(全人口に対するインターネット利用者の比率)。

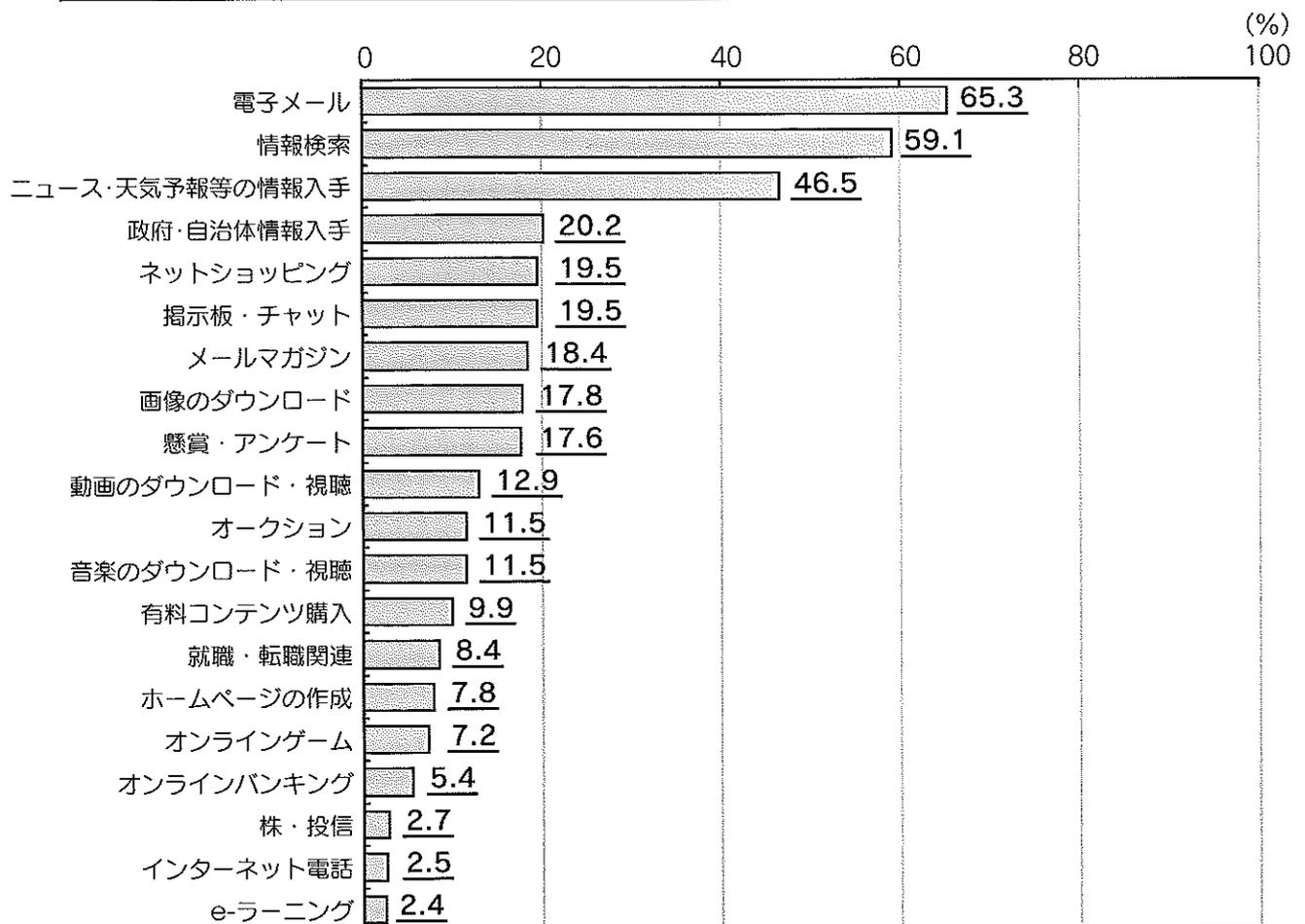
③平成9～12年末までの数値は「通信白書(現情報通信白書)」より抜粋。平成13年末の数値は、平成13年通信利用動向調査の推計値。

④推計においては、高齢者及び小中学生の利用増を踏まえ、対象年齢を年々拡げており、平成12年末以前の推計結果については厳密に比較出来ない(平成11年末までは15～69歳、平成12年末は15～79歳、平成13年末から6歳以上)。

## 別表2. 個人のインターネットの利用状況

◇パソコンからのインターネット利用内容

「電子メール」が最も多く、65.3%。続いて、「情報検索」の59.1%。



(別表1・別表2とも総務省「平成14年通信利用動向調査の結果」より)

## 行政書士制度説明会

去る3月1日、かでの2.7 520号研修室にて行政書士の資格を有する人たちを対象に行政書士制度説明会が開催され、93名もの参加者がありました。

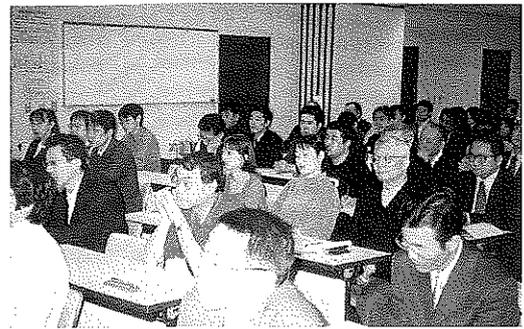
本会会長から昨今の法改正の説明を含めたあいさつがなされた後、「行政書士業務について」を小林八重子理事から、「行政書士の職業倫理について」を篠原賢吾部長から、「行政書士の登録について」を中川一朗理事からそれぞれ説明がなされました。

小林理事は、説明の中で「一期一会」のキーワードを用いて説明され、事務所経営の中で仲間作りの大切さについて述べられました。

篠原理事は、代理権に伴う職業人に求められる注意義務について説明され、能力担保について①個人の研鑽②研修会③任意会・会報④仲間作りの4点をあげられました。

中川理事は、登録の方法や金額、事務所の独立性の確保などの諸注意について説明されました。

一通りの説明が終了後、質疑応答の時間が設けられましたが、参加者から矢継ぎ早に質問があり、説明会終了後もそれぞれ主催者側が対応をしておりました。



会場の様子



佐藤隆一会長

小林八重子理事

篠原賢吾部長

中川一朗理事

## 平成14年度行政書士試験結果・北海道分

(単位：人、%)

	14年度		参 考			
	北海道	全国	13年度	12年度	11年度	10年度
受験申込者数 (A)	2,579	78,826	2,311	1,630	1,207	1,124
受験者数 (B)	2,231	67,040	1,988	1,407	1,051	958
受験率 (B) / (A)	86.5%	85.0%	86.0%	86.3%	87.1%	85.2%
合格者数 (C)	372	12,894	201	104	17	32
合格率 (C) / (B)	16.7%	19.2%	10.1%	7.4%	1.6%	3.3%

- (1) 試験実施日 …… 平成14年10月27日(日)
- (2) 試験会場 …… 札幌市、函館市、旭川市、釧路市
- (3) 試験科目 …… 一般教養、法令等
- (3) 合格発表日 …… 平成15年1月15日(水)

# 釧路地方法務局各出張所閉庁のお知らせ

## 上士幌出張所

上士幌町・士幌町の  
不動産及び会社などの商業・法人登記事務

■統合日／平成15年1月14日(火) より

■統合先／釧路地方法務局帯広支局 〒080-8510 帯広市東5条南9丁目1番地1 電話(0155)24-5837

■問合せ先／釧路地方法務局上士幌出張所 電話(01564)2-2225  
釧路地方法務局帯広支局 電話(0155)24-5837

## 足寄出張所

足寄町・本別町・陸別町の  
不動産及び会社などの商業・法人登記事務

■統合日／平成15年5月26日(月) より

■統合先／釧路地方法務局帯広支局 〒080-8510 帯広市東5条南9丁目1番地1 電話(0155)24-5837

■問合せ先／釧路地方法務局足寄出張所 電話(01562)5-2425  
釧路地方法務局帯広支局 電話(0155)24-5837

## 南十勝出張所

大樹町・中札内村・更別村・忠類村・広尾町の  
不動産及び会社などの商業・法人登記事務

■統合日／平成15年3月24日(月) より

■統合先／釧路地方法務局帯広支局 〒080-8510 帯広市東5条南9丁目1番地1 電話(0155)24-5837

■問合せ先／釧路地方法務局南十勝出張所 電話(01558)6-2079  
釧路地方法務局帯広支局 電話(0155)24-5837

## 清水出張所

清水町・鹿追町・新得町の  
不動産及び会社などの商業・法人登記事務

■統合日／平成15年3月24日(月) より

■統合先／釧路地方法務局帯広支局 〒080-8510 帯広市東5条南9丁目1番地1 電話(0155)24-5837

■問合せ先／釧路地方法務局清水出張所 電話(01566)2-2214  
釧路地方法務局帯広支局 電話(0155)24-5837

## 浦幌出張所

浦幌町・池田町・豊頃町の  
不動産及び会社などの商業・法人登記事務

■統合日／平成15年1月14日(火) より

■統合先／釧路地方法務局帯広支局 〒080-8510 帯広市東5条南9丁目1番地1 電話(0155)24-5837

■問合せ先／釧路地方法務局浦幌出張所 電話(01557)6-2239  
釧路地方法務局帯広支局 電話(0155)24-5837

## 美幌出張所

美幌町・津別町の  
不動産及び会社などの商業・法人登記事務

■統合日／平成15年3月10日(月) より

■統合先／釧路地方法務局北見支局 〒090-0017 北見市高砂町14番14号 電話(0157)23-6160

■問合せ先／釧路地方法務局美幌出張所 電話(01527)3-3279  
釧路地方法務局北見支局 電話(0157)23-6160

## 遠軽出張所

遠軽町・佐呂間町・生田原町・丸瀬布町・白滝村・上湧別町・湧別町の  
不動産及び会社などの商業・法人登記事務

■統合日／平成15年3月10日(月) より

■統合先／釧路地方法務局北見支局 〒090-0017 北見市高砂町14番14号 電話(0157)23-6160

■問合せ先／釧路地方法務局遠軽出張所 電話(01584)2-2529  
釧路地方法務局北見支局 電話(0157)23-6160

## 会長選挙の日程(予定)について

information

北海道行政書士会 西 澤 建 夫  
選挙管理委員会委員長

去る3月3日選挙管理委員会を開催して、「会長選挙の予定日時」を決定しましたのでお知らせします。

会長選挙の期日や立候補の届け出などに必要な事項は、4月23日に本会の事務局内に告示しますが、その予定日時は、次のとおりです。

### \* 選挙期日

平成15年5月23日(第44回定時総会開催日)

### \* 投票所

第44回定時総会会場(ホテルライフオーブ札幌)

### \* 立候補の届け出

・届け出の期間及びその時間

4月30日(水) 9時から17時まで

・届け出の方法

立候補予定者又はその使者が、次の届け出場所に「会長立候補届」(会則施行規程別記第1号様式)に「会長候補推薦書」(会則施行規程別記第2号様式)を添えて持参してください。

郵便、FAXなどによる届け出は出来ませんので、注意願います。

なお、会長立候補届等の用紙は、事務局にあります。

届出の場所 本会役員室(札幌市中央区北1条西7丁目)

### \* 選挙権者

会長選挙において選挙権を行使できる者は、現に当該総会に出席している代議員とされておりま

### \* 会長候補となれる者

会長選挙において、会長候補者となれる者は、本会の会員であり、かつ、会員15人以上の推薦を受けた者とされています。

\* 会長選挙についての照会は、本会事務局に問い合わせ下さい。 ☎011-221-1221

## 平成15年度 定時総会日程のお知らせ

information

と き：平成15年5月23日(金) 午前10時～

と ころ：ホテルライフオーブ札幌 電話 011(521)5211

札幌市中央区南10条西1丁目

New face! **新入会員**



こまつ しょうぞう  
**小松 雄三** 昭和19年 2月14日生

札幌支部 平成15年 1月24日入会  
事務所 札幌市北区太平10条 6丁目 6番12号  
TEL 011-771-0533  
FAX 011-771-8742

(コメント)



つちはし ちはるお  
**土橋 治男** 昭和21年 6月29日生

札幌支部 平成14年12月 2日入会  
事務所 札幌市東区北36条東19丁目 2番22号  
TEL 011-785-9531  
FAX 011-785-9531

(コメント)

行政書士は、「市民の身近な法律アドバイザー」であり、「行政と国民の架け橋」としての重要な職責を担う職業と考えております。しかし、私は行政書士としての経験が全くなく、正直なところ、果たしてやれるものかと非常に不安を感じております。任意会に加入して先輩諸先生に教えを乞うとともに、積極的に自学研鑽に励み、「依頼人から親しまれ、信頼される行政書士」を目指して努力する所存ですので宜しくご指導をお願い致します。



たかぎ ひろひさ  
**高木 宏壽** 昭和35年 4月 9日生

札幌支部 平成14年12月 2日入会  
事務所 札幌市豊平区月寒西 1条 5丁目 2番14号  
ラフォーレパークヒル202号  
TEL 011-859-8385

(コメント)



まつうら しょういち  
**松浦 正一** 昭和19年11月27日生

札幌支部 平成15年 1月24日入会  
事務所 札幌市豊平区平岸 6条16丁目 2番24-205号  
TEL 011-812-4622  
FAX 011-812-4622

(コメント)

念願の行政書士になりました。これから各種研修会等に積極的に参加します。諸先輩の御指導宜しくお願い致します。



かわまた しゅうじ  
**川股 修二** 昭和36年 1月23日生

札幌支部 平成14年12月 2日入会  
事務所 北広島市中央 6丁目13番地10号  
カゼル中央 1F  
TEL 011-372-9109  
FAX 011-372-9129

(コメント)



かまだ  
**鎌田 ふくみ** 昭和24年 3月28日生

函館支部 平成14年12月20日入会  
事務所 函館市杉並町 7番18号 杉並斉藤ビル 3F  
TEL 0138-31-5405  
FAX 0138-56-2142

(コメント)



おおた けんいち  
**太田 健一** 昭和17年 7月12日生

空知支部 平成14年12月 2日入会  
事務所 芦別市南 1条東 2丁目10番地の 7  
TEL 01242-2-8029  
FAX 01242-2-8029

(コメント)

第2の人生と位置付けていますが、少しでも社会や地域に貢献できるよう頑張ります。ただし、あまり背のびしないので。



うえの ゆうじ  
**上野 裕司** 昭和32年 7月22日生

十勝支部 平成14年12月20日入会  
事務所 帯広市西 5条南 4丁目11番地  
TEL 0155-23-5262  
FAX 0155-23-9796

(コメント)

法律に携わる者として市民の諸問題に助力できるように努めたいと考えて居ります。先輩諸兄の叱咤ご指導賜れば幸いです。



こうが のぶひこ  
**甲賀 伸彦** 昭和39年 1月25日生

釧路支部 平成15年 1月24日入会  
事務所 釧路市城山 1丁目10番15号  
TEL 0154-41-8617  
FAX 0154-44-3530

(コメント)



# 2003年 全国女性行政書士交流会の開催

2003年も健やかに迎えられたことと存じます。昨年の福島県での楽しい時間が、昨日のように思い出されます。今年、新潟県の開催です。皆様に有意義に過ごしていただくのに、企画に頭を悩ましあつという間に月日がたってしまいました。本年は、新潟県一、お米の美味しい南魚沼湯沢で開催します。美味しい米、酒を味わっていただきたいと、いま、スケジュールを作成中です。忙しい皆様、一人でも多く参加していただきたいので日程をお知らせいたします。

ぜひとも予定にいられておいてくだされば幸いです。



## 開催日のお知らせ

**日付** 平成15年7月5日(土) 12時30分受付 午後1時30分開始  
7月6日(日) 観光 午後4時30分には湯沢駅にて解散予定

**会場** 新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢温泉 (水が織りなす越後の宿) 双葉

**内容** 疲れた心を癒していただくのにミニコンサート。今回は、参議院議員・小宮山洋子氏(元NHKアナウンサー、解説員)に講演をお願いしております。  
翌日には、高橋カウさんに、彼女には「ありがとうといわれる行政書士」、卓話していただきます(交渉中)。パワーのほしい方もパワーのありすぎる方も、忙しい人も、暇な人も、「人生は一度しかない」わが身の投資として参加してください。  
おいしいご飯とおいしい酒をたくさん用意して待っています。

**参加費** 28,000円 観光：5,000円

申込、お問い合わせ先：行政書士相羽利子事務所 (TEL 0255-72-6475)

## 本会の主要行事

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
H14.12.3	会報編集委員会	15:00~17:00	本会役員室
H14.12.5	行政書士登録調査委員会	15:00~17:00	本会役員室
H14.12.12	会報編集委員会	15:00~18:00	本会役員室
H14.12.16	選挙管理委員会	15:00~17:00	本会役員室
H15.1.16	正副会長会議	15:00~17:00	本会役員室
H15.1.16	顧問、名誉会長、相談役会議	18:00~20:00	川基本店
H15.1.20	業務部会	13:00~17:00	本会役員室
H15.1.24	会館取得調査委員会	14:00~17:00	本会役員室
H15.2.6	会報編集委員会	15:00~17:30	本会役員室
H15.2.6	行政書士登録調査委員会	15:00~17:00	本会会議室
H15.2.10	合同部会	13:00~17:00	きょうさいサロン
H15.2.21	高度情報化対応委員会	15:00~17:00	本会役員室

# ご逝去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

札幌支部（北区） 三二九一番

芥川 満砂子

去る平成十五年一月二日にて永眠

（享年六十一歳）

札幌支部（豊平区） 三一九一番

平本 正彦

去る平成十四年十二月二十六日にて永眠

（享年六十二歳）

函館支部 二五五七番

齊藤 任弘

去る平成十五年二月十三日にて永眠

（享年七十三歳）

函館支部 三二五一番

菊地 淳

去る平成十四年十二月二十四日にて永眠

（享年七十三歳）

室蘭支部 一九八一番

寺尾 幸正

去る平成十四年十一月二十一日にて永眠

（享年七十三歳）

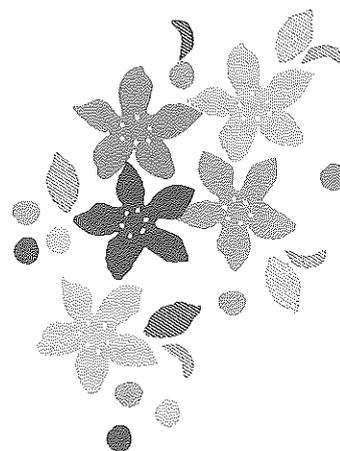
## 支部業務研修会開催状況

支部	開催年月日	開催場所	研修科目	講師	受講者
札幌	H14.12.4	札幌市 かでの2・7	・平成15・16年度競争入札参加資格 申請受付事務(工事・業務)について	札幌財政局管財部 契約管理課 川島 敏雄 長原 堅固	130人
			・高齢化社会と地域交通について (旅客事業全般)	北海道行政書士会 札幌支部会員 荒木 徹	
函館	H14.11.27	函館市 函館パークホテル	・渉外身分関係の申請と留意点	札幌支部会員 滝沢 俊行	25
			・老齢年金並びに遺族年金	函館社会保険事務所 高宮 隼一	
	H14.12.20	函館市 サン・リフレ函館	・競争入札資格審査申請	函館市役所財務部 掘野 昌幸 函館市役所市民部 厚谷 享子	28
旭川	H15.2.5	上磯町 上磯町総合文化センター 「かなでーる」	・情報BOX・電子申請・電子入札	北海道行政書士会 札幌支部会員 江谷 清和	18
			・建設業許可業務申請上の留意点	上川支庁建設指導課 主事 宮中真理子	
旭川	H15.2.14	旭川市 ホテルクレセント旭川	・近年の商法改正に伴う留意点について	北海道行政書士会 旭川支部会員 猪狩 正文	21
			・IT基礎知識、基本操作	北海道行政書士会 室蘭支部理事 高橋 国夫	
室蘭	H14.10.4	室蘭市 NTT室蘭研修センター	・会計記帳について	北海道行政書士会 室蘭支部副支部長 小笠原栄一	10
			・遺言の話、公証人の仕事	室蘭公証人 大谷 勝美	
	H14.11.22	室蘭市 中小企業センター	・公正証書遺言	公証人 内田 俊昭	24
苫小牧	H15.2.15	苫小牧市 苫小牧市民会館	・親族・相続を中心とした民法入門	北海道行政書士会 苫小牧支部会員 山崎 肇	
			・現行の経済状況下における法的 問題点および対処法等	弁護士 斉藤 道俊	
十勝	H14.12.6	帯広市 とかちプラザ	・現在の法曹界のトピックス	公証人 内田 俊昭	24
			・公正証書遺言		
釧路	H14.12.6	帯広市 とかちプラザ	・公証人役場の利用の仕方	公証人 内田 俊昭	24
			・確定日付および最近の動向		
釧路	H14.12.14	釧路市 釧路市交流プラザさいわい	・代理権に関する「改正行政書士 法」	北海道行政書士会 総務部長 篠原 賢吾	12
			・遺言の話、公証人の仕事	室蘭公証人 大谷 勝美	

## 「ばんえい競馬」

市の住宅街を見下ろす丘陵地帯にある“岩見沢競馬場”では、北海道ならではの『ばんえい競馬』が開催されています。ばんえい競馬は開拓時代の過酷な労働の中で生まれました。1トン近い馬が、障害(坂)のあるコースを500キロ以上のソリをひく、ダイナミックなレースです。毎年だいたい6月～9月の土・日・月曜日に開催されています。去年は36日間開催され、手に汗握るレースが楽しめます。また、競馬場に隣接する馬事資料館では、ばんえい競馬の歴史を知ることができます。

(画 札幌支部 神田 務 会員)



## INDEX

目次

Shibu.com ~支部ドットコム~「特集 空知」	2~4
特集 ほっぷ・すてっぷ・じゃんぷ	
消費者契約法講座(制度・趣旨・運用)	5~6
著作権法講座	7~8
農地法講座	9
風俗営業許可申請の概要 最終回	10~12
会員募集	12
電子申請と行政書士を待ち受けている地平	13~17
制度説明会報告・平成14年度行政書士試験結果	18
法務局閉庁のお知らせ	19
会長選挙の日程・定時総会日程	20
新入会員	21
女性行政書士交流会のお知らせ・本会の主要行事	22
ご逝去・支部業務研修会開催状況	23
忙中閑有	24

## 忙中閑有

4月の統一地方選挙に向けて、北海道知事候補、札幌市長候補に沢山の方が立候補されています。ここ数年にはない傾向で、それぞれ皆さんが会見で「市民派」とか「一定の組織に影響されない」とか、話しております。有権者からみれば多種多様な方が名乗りを上げていただけるのは非常に頼もしく思われますが、反面、よく言われることは、それぞれに違いが明確になっていない、ということです。

今までの選挙であれば、例えば「右寄」「左寄」「それ以外」といったように、対立構図がはっきりしていましたので、比較的投票所のブースの中でしばらく考え込むようなことはなかったのですが、今回はどうなることでしょうか。

各候補者の政策の違いは討論会とか演説会を注意して試みる必要がありそうですが、どうしても気になることがあります。

最近ビジネスの世界でも「勝ち組み」「負け組み」が、はっきりしています。時には、その中間にいるものは、表現は適切ではないかもしれませんが「勝ち馬に乗る」傾向が顕著です。今回の選挙もこの傾向が現われるのは、今後の私たちの身近な生活を司る行政機関の選挙ですからとても心配になります。

もうひとつ気になるのは、投票率がどうなるか?の点です。これだけ立候補者が沢山いますと、最低得票数に達しないケースも考えられます。そして何より心配なのが、「よくわからないし、選挙に興味もないから行かない」人が増えることです。

これから、4年間の行政を任せ選挙ですから、しっかり考えて投票所に向かいたいと思います。

(文責 斉藤 秀一)

2003.3.第255号  
平成15年3月25日発行

発行人	佐藤 隆 一
編集人	鹿野 ひとみ
編集委員	田中 浩 貴
編集委員	西 直 人
編集委員	斉藤 秀 一
発行所	北海道行政書士会
印刷所	(株)スリーエス印刷

札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモビル2階  
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138  
郵便番号 060-0001  
取引銀行 北海道銀行本店 (当19116)  
北洋銀行本店 (普0742651)  
北洋銀行札幌南支店 (普0570344)  
札幌銀行本店 (普389444)  
振替口座 02730-0-8224番

## 会員数の概要

(名)

総 会 員 数		前年同月比	前 月 比
1,378		+ 44	+ 2
男性	1,284		
女性	94		

平成15年2月末日現在